

かわまちづくり 支援制度について



国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所

「かわまちづくり」とは

●「かわまちづくり」とは『“河川空間”と“まち空間”が融合した、良好な空間形成を目指す取り組み』のことです。



水辺のオープンカフェと飲食店の出店
(信濃川/新潟市)



「かのがわ風のテラス」
(狩野川/沼津市)
*あげつち商店街、市、国が協力したにぎわいづくり



水辺のオープンカフェ
(那珂川/福岡市)



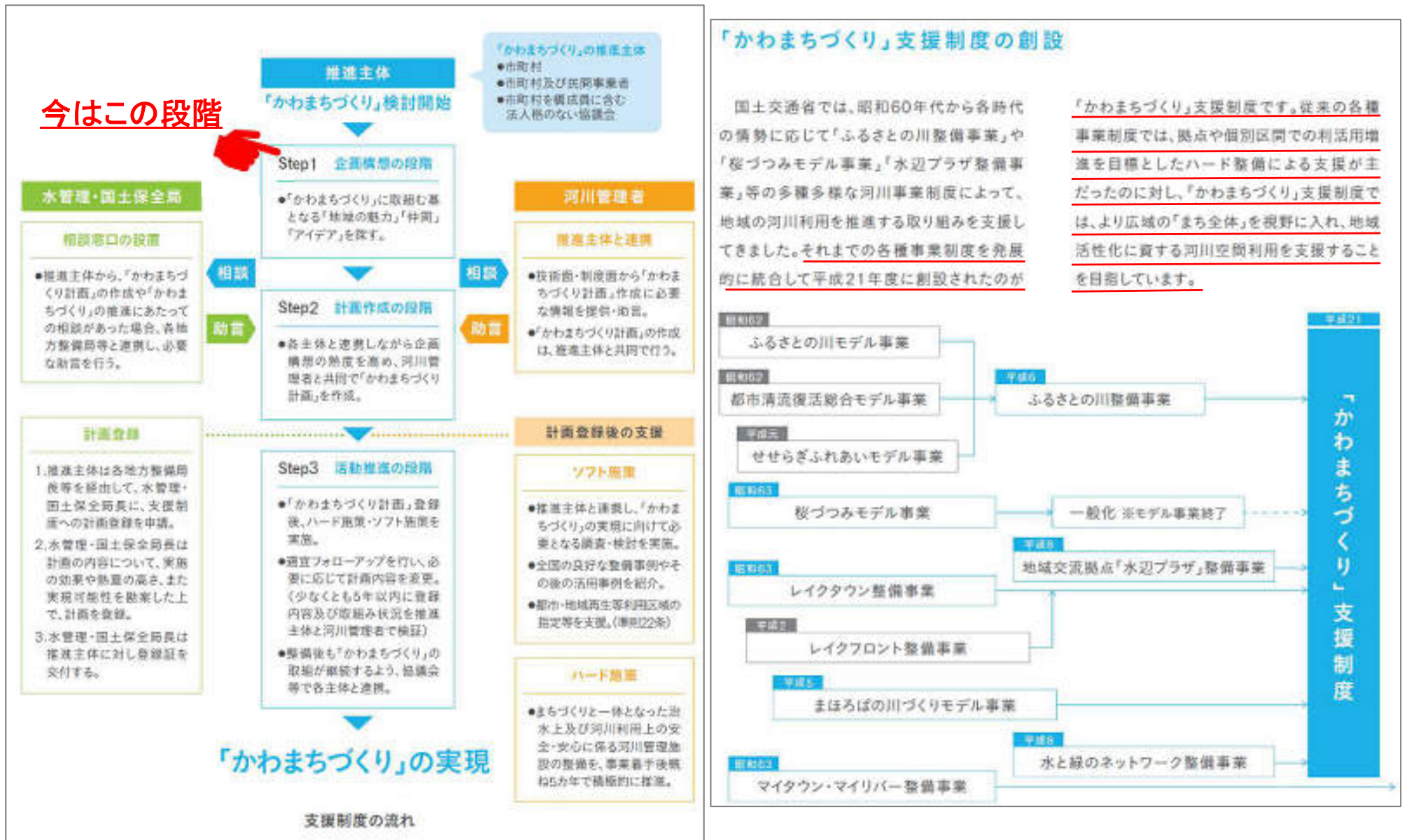
「とくしまマルシェ」
(新町川/徳島市)
*前身は「パラソルショップ」。1998年3月に中心商店街活性化事業の一つとして開催された。

*「かわまちづくり」では、「かわ」とそれにつながる「まち」を活性化するため、地域の景観、歴史、文化及び観光基盤などの「資源」や地域の創意に富んだ「知恵」を活かし、市町村、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、地域の「顔」、そして「誇り」となるような空間形成を目指します。

「かわまちづくり」支援制度 ～良好なまち空間と水辺空間の形成～

【「かわまちづくり」支援制度とは】

地域の「かわまちづくり」の取組を河川管理者が支援する制度です。



これまでの江戸川河川事務所管内での「かわまちづくり」の例

【越谷市かわまちづくり（計画策定主体：越谷市）】 利根川水系 中川、元荒川・新方川（埼玉県越谷市） 【直轄・補】

国において令和元年度に階段2箇所を整備（中川右岸31.0k～31.5k付近）

中川右岸31.5k付近



整備前
↓



整備後

中川右岸31.0k付近



整備前
↓



整備後

これまでの江戸川河川事務所管内での「かわまちづくり」の例

【越谷市かわまちづくり（計画策定主体：越谷市）】 利根川水系 中川、元荒川・新方川（埼玉県越谷市） 【直轄・補】

河川管理者名	かわまち計画策定日	事業期間	各事業主体 事業名
利根川水系元荒川：埼玉県 利根川水系新方川：埼玉県 利根川水系中川：国土交通省	当初：平成30年04月01日 変更：平成31年03月08日	埼玉県：H30～R2年 越谷市：H30～R2年 国土交通省：R1年	埼玉県：統合河川環境整備事業 越谷市：市単（越谷市中心市街地活性化基本計画（道路整備検討事業、公園整備事業など）） 国土交通省：直轄河川維持修繕

統合河川整備事業と越谷市が進める観光振興で連携を図って、個性活気あふれるまちづくりを目的として、管理用通路・親水広場の整備を実施し、水辺を活かした地域の活性化を図る。

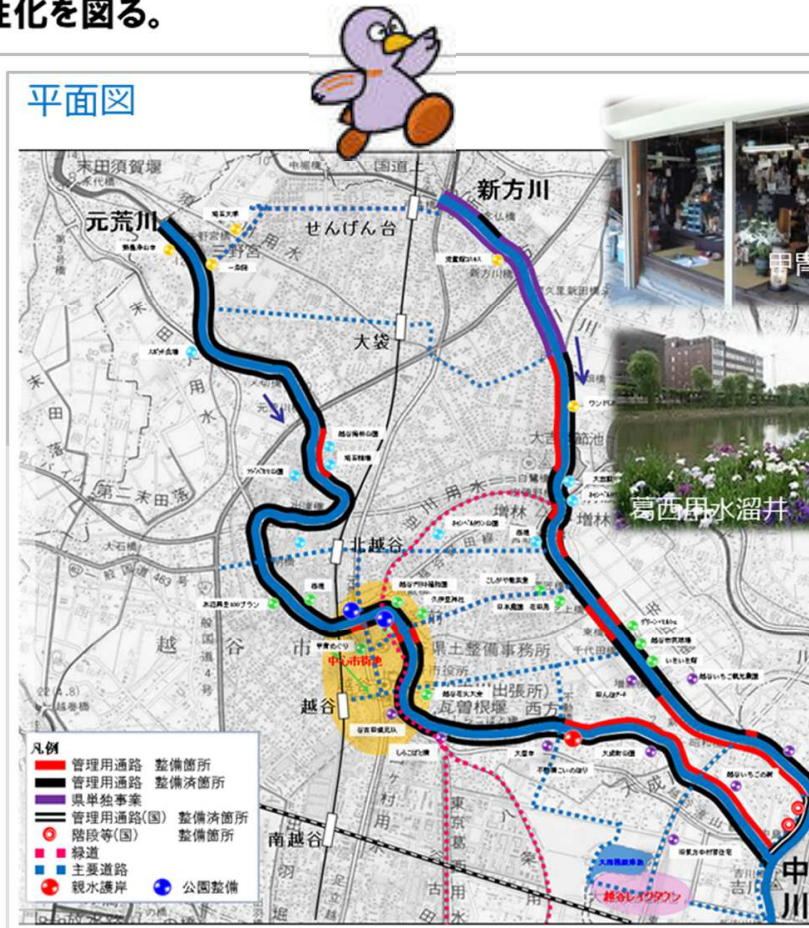
位置図



各事業主体の整備メニュー概要

- 越谷市
 - <元荒川>
 - 公園整備（休憩施設、遊具など）
 - 案内板
 - <新方川>
 - 案内板
- 埼玉県
 - <元荒川>
 - 管理用通路整備（階段・スロープ設置）
 - 親水護岸整備
 - <新方川>
 - 管理用通路整備（階段・スロープ設置）
- 国土交通省
 - <中川>
 - 管理用通路整備（階段等設置）

平面図



これからの「かわまちづくり」

『量』から『質』への転換について議論を進めているところ。
特に、河川沿いにある道の駅、商業施設や新たな空間の活用など
民間資金、スキルなどを活用することにより持続可能で効果的な
取り組みが求められている。



Key Wordは

『賑わい』

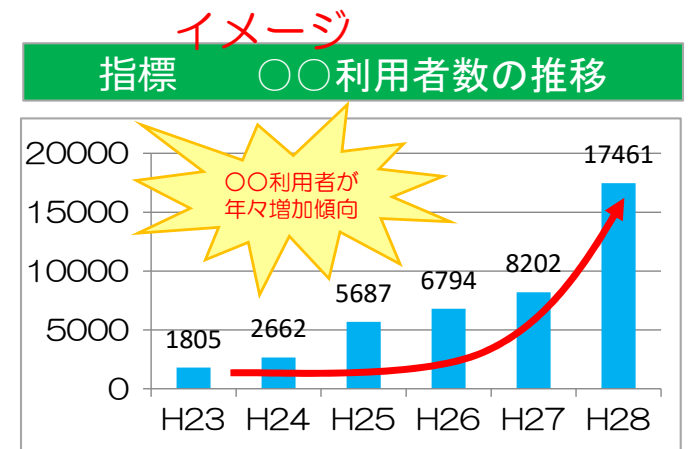
『整備効果』

がより求められる時代へ

『アウトプット』

から

『アウトカム』へ



かわまちづくり計画の作成

1. 推進主体は、河川管理者と**共同**で、「かわまちづくり**計画**」を作成。
2. 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおり。

(1) 水辺とまちづくりに
関する**基本方針**

(2) 支援事業の内容
(**ソフト**施策、**ハード**施策)

(3) その他
特筆すべき事項

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第6「かわまちづくり計画」の作成等 より抜粋)

○かわまちづくり事業の連携



山形県長井市かわまちづくり

(例) 山形県長井市かわまちづくり

「かわ」と「まち」を繋げ回遊性を高めるため、地域住民と連携を取りながら、全国の先駆けとなるフットパスを整備。

【ハード整備】

- ・河道内の舗装、堤防階段
- ・看板 等

【ソフト整備】

- ・マップ
- ・ボランティアガイド養成
- ・ウォーキングイベント 等

かわまちづくり計画の登録要件・登録

河川空間とまち空間が融合した良好な水辺空間の形成を目指し、今年度も、

①実施体制が確立され、

②実現性が高く、

③熱意にあふれた

「かわまちづくり計画」を募集・・・。



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

かわまち

令和4年4月22日
水管理・国土保全局河川環境課

令和4年度「かわまちづくり計画」の募集開始！
～河川空間を活用した地域の賑わい創出を支援します～

- 河川空間とまち空間が融合した良好な水辺空間の形成を目指し、今年度も、実施体制が確立され、実現性が高く、熱意にあふれた「かわまちづくり計画」を募集します。
(令和3年度末時点で244地区の「かわまちづくり計画」を登録済)
- 登録された「かわまちづくり計画」に対し、河川管理者は、「かわまちづくり」支援制度に基づき、ハード・ソフト面で支援を行います。

(登録要件)

○推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、**推進主体の熱意**が特に高く、河川空間を整備し、その活用を図る必要がある河川

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第5 登録要件)

(登録)

○水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、実施の効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた**熱意の高さ**、**関係者の役割分担と実施体制の確保**等の実現可能性を勘案した上で、**実現可能性が高い**と判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第7「かわまちづくり計画」の登録)

河川管理者が行う支援

河川管理者は、支援制度に登録された「かわまちづくり計画」に基づき、「ソフト施策」、「ハード施策」を行う。

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第10 河川管理者が行う支援([]内は追記))

■ ソフト施策

- ①「かわまちづくり」に必要な調査・検討
- ②全国の良好事例に関する情報提供
- ③都市・地域再生等利用区域^{*1}の指定等を支援します。

■ ハード施策

河川管理者が支援できるハード整備は、**河川管理施設が対象**です。
一方、**市町村等は利活用に関する施設の整備**を実施することになります^{*2}。
河川管理者は登録後概ね5年間で河川管理施設の整備を積極的に推進します。

*1 河川管理者により都市・地域再生等利用区域の指定を受けることで、民間事業者が同区域内で営業活動を行うことが可能になりました。

*2 例えば、河川区域内に多目的広場を整備したい場合は、河川管理者の整備内容は高水敷整正や河川管理用通路・アクセスのための坂路など、市町村等の整備内容は芝張り・トイレ・あずまや・ベンチなどになります。

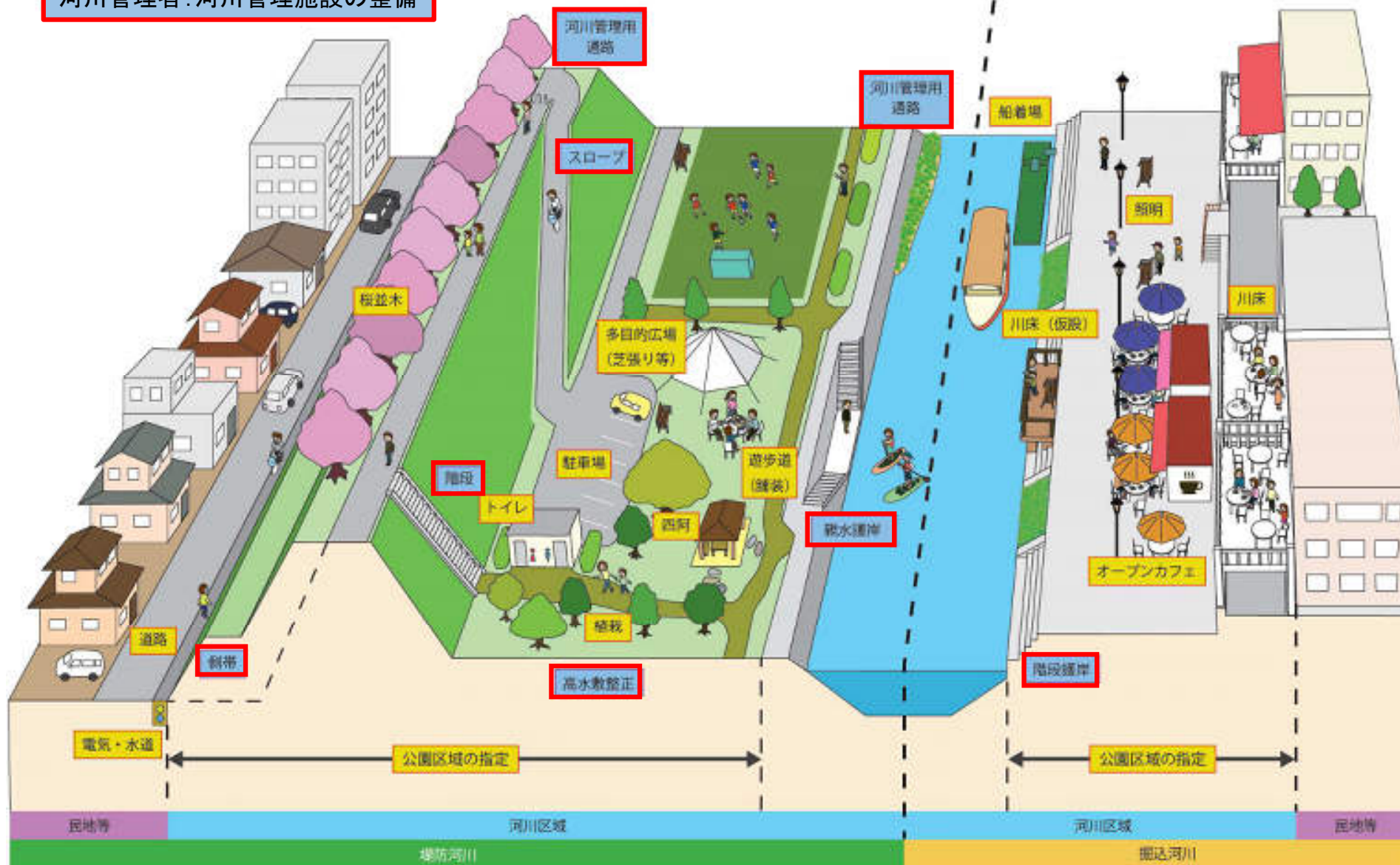
河川管理者が行う支援（ハード面の支援）

堤防河川

掘込河川

市町村・民間事業者等：利用施設の整備

河川管理者：河川管理施設の整備



河川管理者が当該地区で可能な整備イメージ



・高水敷整正



・護岸や柵の改良・整備
（例：スロープ整備、門扉改良 等）



・緊急用河川敷道路の舗装
（例：碎石舗装[現況]→アスファルト舗装）



・堤防の階段・スロープ

河川管理者が行う支援（ソフト面の支援）

○『都市・地域再生等利用区域の指定』等の支援



①入間川にこここテラス

<https://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shisaku/irumagawa/topics/terrace-open.html>



②飯能河原及び周辺

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1008/hannougawara/hannougawara.html>



③ときがわ町「川の広場」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1008/kawanohiroba/kawanohiroba.html>

都市・地域再生等利用区域で可能な利活用のイメージ

埼玉県内の河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定箇所（R3.3.31現在）

河川管理者	河川名	区域名称（主な利用形態）	市町村
関東地方整備局長	首都圏外郭放水路	首都圏外郭放水路（施設見学、広場）	春日部市
埼玉県知事	都幾川	ときがわ町「川の広場」（バーベキュー場） [上記写真③]	ときがわ町
埼玉県知事	入間川	飯能市「名栗弁天河原河川広場」（バーベキュー場）	飯能市
埼玉県知事	大落古利根川	大落古利根川河川広場（親水テラス）	春日部市
埼玉県知事	荒川	かわせみ河原（バーベキュー場）	寄居町
埼玉県知事	荒川	親鼻橋河原河川広場（バーベキュー場）	皆野町
埼玉県知事	神流川	秩父瀬神流パークバーベキュー場	秩父市
埼玉県知事	横瀬川	道の駅あしがくぼバーベキュー場	横瀬町
埼玉県知事	入間川	飯能河原及び周辺（キャンプ場、バーベキュー場） [上記写真②]	飯能市
埼玉県知事	都幾川	都幾川河川敷 [ときがわ町グランピングプロジェクト]（キャンプ場、バーベキュー場）	ときがわ町
埼玉県知事	荒川	秩父ジオグラビティパーク（スカイウォーク）	秩父市
埼玉県知事	入間川	入間川河川敷中央公園（入間川にこここテラス） [上記写真①]	入間市
埼玉県知事	綾瀬川	大門上池調節池底面広場	さいたま市

【参考】 埼玉県内の河川のオープン化の事例



「河川空間のオープン化」により水辺の新たな魅力を創出

官民連携により、地域の観光資源や都市部の貴重なオープンスペースとして河川敷地を利活用する「河川空間のオープン化」を進めています。

2021年3月現在
県内13箇所※



※ 都市・地域再生等利用区域の指定箇所 (うち1箇所は国管理河川)

資料:埼玉県:「埼玉の川の再生「川の国埼玉」を目指して」 リーフレット

かわまちづくり計画の作成（詳細）

1. 支援制度の登録を受けようとする推進主体は、河川管理者と共同で、別途定める様式により「かわまちづくり計画」を作成するものとする。
2. 「かわまちづくり計画」に定める内容は次のとおりとする。
 - (1) 水辺とまちづくりに関する基本方針
 - ・都市計画や公園計画など市町村の地域計画の中での河川の位置づけ
 - ・沿川地域のまちづくりの中での河川の位置づけ
 - ・水辺の利活用に対する市町村や民間事業者としての考え方等
 - (2) 支援事業の内容（ソフト施策、ハード施策）
 - ・ソフト施策の実施範囲、概要
 - ・ハード施策の整備範囲、整備内容（整備箇所、整備概要（施設、平面・横断図）、整備イメージ）、整備の必要性、有効性、整備の実現方策、推進体制、施設利用および維持・管理体制等
 - (3) その他特筆すべき事項
 - ・様式以外の項目で、登録の必要性や有効性を示す事項
3. 推進主体が「かわまちづくり計画」の作成や「かわまちづくり」の推進にあたって生じた課題を相談できるように、国土交通省に窓口を設ける。

（「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第6「かわまちづくり計画」の作成等）
（青字は追記：主に整理する事項）

「かわまちづくり」登録要件(詳細)

支援制度の登録を受けることができる要件は、「かわまちづくり計画」の対象となる河川が次の各号のいずれかに該当するものとする。

1. 歴史的風致維持向上計画や観光圏整備実施計画など国による認定が個別法で規定されており、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
2. 都市再生整備計画や地方再生計画など国による認定が個別法で規定されており、地域活性化や地域振興に関する計画等において、まちづくりと一体的に良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
3. 中心市街地活性化、国家戦略特区、地方創生特区及び環境モデル都市など国として積極的に支援している地域活性化施策に関連して良好な河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川
4. **推進主体が河川空間と一体となったまちづくりを行うために自らが整備を計画し、良好な河川空間形成のための諸活動を行っている等、推進主体の熱意が特に高く、河川空間を整備し、その利活用を図る必要がある河川**

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第5 登録要件)

かわまちづくり計画の登録(詳細)

1. 推進主体は、河川管理者と共同で「かわまちづくり計画」を作成し、対象河川を管轄する各地方整備局長、北海道開発局長、沖縄総合事務局長を経由して、水管理・国土保全局長に支援制度への「かわまちづくり計画」の登録を申請すること。
2. 水管理・国土保全局長は、「かわまちづくり計画」の内容について、**実施の効果、市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ、関係者の役割分担と実施体制の確保**等の実現可能性を勘案した上で、**実現可能性が高い**と判断した「かわまちづくり計画」について支援制度に登録する。
3. 水管理・国土保全局長は、支援制度に登録した場合は、申請した推進主体に対して登録証を交付する。

(「かわまちづくり」支援制度実施要綱 第7「かわまちづくり計画」の登録)



【解説】

■ 実施の効果

「かわまちづくり」実施の効果を評価するため、地域活性化に資する評価指標と目標値を定めてください。また、フォローアップの手段についても併せて検討してください。

■ 市町村、民間事業者及び地域住民の「かわまちづくり」の実現に向けた熱意の高さ

検討会議や社会実験の実施状況、またキーパーソンとなる人材の確保など、「かわまちづくり」の実現に向けた地域の熱意の高さがわかる資料を用意してください。

■ 関係者の役割分担と実施体制の確保

「かわまちづくり」実現のためには、実施段階で各関係主体が役割に応じて活動を行うことが重要です。計画段階のみならず、実施段階の体制を構築し、施設の維持管理などの関係者の役割分担を明確にしてください。